

## 裁 決 書

審 査 請 求 人

府中市本町3-19-13

田 村 智 恵 美

処 分 庁

府中市長 高 野 律 雄

審査請求人が平成30年10月2日に提起した処分庁による一部開示決定（以下「本件処分」といいます。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」といいます。）について、次のとおり裁決します。

### 主 文

本件処分を全部開示決定とします。

### 事 案 の 概 要

- 1 平成30年6月21日、審査請求人は、処分庁に対し、公文書の開示を求める開示請求書を提出しました。
- 2 平成30年7月20日、処分庁は、本件処分を行い、審査請求人に一部開示請求決定通知書を送付しました。
- 3 平成30年10月2日、審査請求人は、本件審査請求を提起しました。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

本件開示請求に係る文書の内容は、法人等の事業活動に関する情報を含まず、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれるおそれもないから、本件処分は実施機関が府中市情報公開条例（平

成12年9月府中市条例第27号)の適用を誤ってなしたものであり、本件処分は、同条例第1条に明記された、「公文書の開示を請求する市民の権利」を著しく侵害するものといえることができる。よって、本件処分を取り消し、全部開示決定とすることを求める。

## 2 処分庁の主張

### (1) 金額提案書、事業費内訳書について

本件開示請求に係る文書は、市が進める府中グリーンプラザ敷地活用事業(以下「本件事業」という。)において、当該敷地を活用しようとする事業者から提出された提案書の一部であるところ、本件事業は、市が賃貸する土地において民間事業者が事業活動を行う公民連携型の事業であり、既存の建物等の解体も民間事業者が行う事業活動に含まれることから、不開示とした情報は、法人等の事業活動に関するものといえる。

本件事業において、解体費等は、事業者を選定するうえでの評価対象になっており、他の自治体等において本件事業と類似する事業があった場合にも評価対象になることが想定される。さらに、解体費等を算出するに当たっての情報(建物規模や解体の条件等)については、事業者を公募する際に公表している。以上の2点から、不開示情報を開示すると、本件事業と類似する事業において競合があった際に、本件事業において提案された価格をもとに、提案価格を予見されるおそれがあり、府中市情報公開条例第7条第3号にいう、「法人等の…競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位」を損なうおそれがある。

### (2) 府中グリーンプラザ敷地活用事業審査結果について

本件処分によって、一部不開示とした情報は、定量的審査の対象である地代及び既存施設の解体費のうち、落選した事業者が提案した地代及び解体費並びに落選した事業者に対する定量的審査の得点評価である。既に述べたとおり、地代及び解体費に関する情報は、法人等の事業活動に関する情報に該当する。次に、落選した事業者に対する定量的審査の得点評価については、定量的審査において用いる計算式が「府中グリーンプラザ敷地活用事業審査報告書」において公表されており、得点を上記計算式に当てはめ逆算することによって不開示とした各事業者の地

代や解体費が判明することとなる。したがって、上記の得点評価もまた法人等の事業活動に関する情報に含まれるものと解される。

地代及び既存施設の解体費については、(Ⅱ)で述べたのと同様の理由(本件事業と類似する事業において競合があった際に、本件事業において提案された価格をもとに、提案価格を予見されるおそれがある。)に基づき、府中市情報公開条例第7条第3号にいう、「法人等の…競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位」を損なうおそれがある。

## 理 由

本件処分により不開示とされた部分については、答申書第4及び第5の内容を踏まえ、不開示とすべき正当の理由を欠くので、開示することを相当と認め、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決します。

## 教 示

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

また、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

平成31年3月26日

審 査 庁

府中市長 高 野 律 雄

